

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与額が確認できる発令通知書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に 32 万円の賞与を支給され、保険料も控除されていたと主張し、賞与額等の記載のある平成 17 年 6 月 13 日付けの発令通知書を提出しているところ、事業主も申立人に賞与 32 万円を支払ったことを供述していることから判断すると、申立人は、申立期間にA社から 32 万円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時の看護師長の紹介で看護師として入社したと供述しているところ、事業主もそれを認めており、事業主は、当時の看護師長及び同人の紹介で入社した看護師については、雇用条件を整えた上で勤務させるという約束があった旨供述しており、当該看護師長が保有する平成 17 年 12 月の賞与明細書によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、上記看護師長の賞与明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額は、A社から提出された「平成 17 年分 退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」に記載されている同人の平成 17 年 12 月の賞与額及び厚生年金保険料控除額と一致していることが確認できる上、申立人に係る同源泉徴収簿に記載された賞与額と発令通知書に記載された賞与額は一致しているとともに当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を

受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人が提出した「発令通知書」及び事業所から提出された「平成 17 年分 退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出漏れにより申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を、平成17年7月25日は2万円、18年7月25日は20万3,000円、同年12月25日は22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月25日

A財団から支給された賞与のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無い。賞与の支給及び保険料控除が確認できる給与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A財団から提出された個人台帳及び同財団の賞与支給日に係る供述から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に同財団から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成17年7月25日は2万円、18年7月25日は20万3,000円、同年12月25日は22万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月11日
② 平成17年12月12日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い上、申立期間②の標準賞与額の金額が相違している。申立期間①及び②の預金通帳振込記録及び賞与支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳振込記録及び賞与支払明細書並びにA社の元経理担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については上記預金通帳振込記録及び賞与支払明細書から推認又は確認できる保険料控除額及び賞与額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る賞与の届出を行っておらず、また、申立期間②に係る賞与の届出を誤って提出したため、申立期間に係る厚生年金保険料（申立期間②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 24 日

A財団から支給されている賞与のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る預金通帳並びにA財団から提出された個人台帳及び賞与台帳により、申立人は、平成 16 年 12 月 24 日に同財団から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記個人台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで

A社に入社後、昭和46年10月1日に同社の事業の一部を独立させる形でB社が発足したのに伴い同社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中も継続して勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社の元事業主及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたと認められる。

また、元同僚は、「A社に昭和46年9月30日まで勤務し、同年10月1日に設立されたB社に申立人を含む28人の従業員が移籍した。給与については、同年9月分はA社から、同年10月分はB社から支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」としており、同人から提出のあった申立期間に係る給料支払明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和46年9月30日まではA社に、同年10月1日からB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年8月及びB社に係る同年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所

となったのは昭和46年11月1日であり、申立期間においては適用事業所となっていないが、同社は法人事業所であり、「A社の電子計算機部の28人全員がB社に異動した。」と、同社の元事業主等が供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年8月31日に適用事業所ではなくなっており、C社は、納付を確認できる関連資料が現存せず不明としているが、A社における資格喪失日については、事業主が同社における資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たと考えられ、かつ、B社における資格取得日については、同年10月1日において同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、両事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 59 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 59 年4月から同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の関連会社であるB社の事業を継承したC社から提出された退職者名簿により、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、C社は、申立人の申立期間に係る保険料は控除したと思われる旨回答しているところ、A社において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人と同職種の同僚が保有する給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和 59 年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、昭和 44 年 10 月 1 日に設立し、平成 14 年 8 月 * 日に解散しており、申立期間も法人として存続していることが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した申立人を含む 17 人の従業員全員の雇用保険の資格取得日は、同年 4 月 1 日であることが確認できることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 59 年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 20 日

A 社（後に、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されない記録となっている。賞与が振り込まれた預金通帳の写しを提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 社の顧問社会保険労務士から提出された申立人の「一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び申立人から提出された普通預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額 30 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 23 日に、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出している上、上記顧問社会保険労務士は、申立期間の賞与の届出は無かった旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年6月21日は6万1,000円、19年12月12日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年6月21日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年12月12日

A社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人から提出された賞与明細書及び総合口座通帳(写し)並びにB社の回答から判断すると、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び③の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、申立期間①は6万1,000円、申立期間③は46万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る

厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

次に、申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書（「2006 年年末賞与」）において、支給額 105 万円、当該支給額に基づく厚生年金保険料を含む社会保険料及び所得税を控除後の差引支給額 84 万 7,946 円と記載されていることが確認できる。ところ、上記総合口座通帳において、平成 18 年 12 月 15 日に A 社から 85 万円が振り込まれていることが確認できるものの、当該明細書における差引支給額と一致する額の振込みは確認できない。

また、B 社は、平成 18 年 12 月に申立人に支払った 85 万円については、19 年夏決算賞与の一部を仮払金として支払ったものであり、当該仮払金から厚生年金保険料は控除しておらず、また、上記賞与明細書は仮払をするにあたって目安として作成したもので、正式なものではないと回答しているところ、同社から提出された総勘定元帳において、18 年 12 月 15 日に申立人に、仮払金として、上記振込額と一致する 85 万円が支払われたことが確認できる。

さらに、申立人から提出された賞与明細書（「2007 年夏決算賞与」）によると、控除額の欄に「12/15 仮払 850,000」と記載されており、当該決算賞与から 85 万円が控除されたことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成3年2月から同年9月までは15万円、同年10月から4年9月までは17万円、同年10月から5年8月までは18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年9月1日まで
A社に勤務した期間のうち申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは15万円、同年10月から4年9月までは17万円、同年10月から5年3月までは18万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる上、申立人と同様に、標準報酬月額が同日に減額訂正処理された者が複数人確認できる。

また、A社が加入していた厚生年金基金の記録によると、申立人の平成3年2月から同社が当該基金を脱退した4年8月までの標準報酬月額は、当初のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から滞納保険料の処理について任せてくれと言われた旨の報告を経理担当者から受けたと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付けで行われた標準報酬月額の上乗せ訂正処理は事実上即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該上乗せ訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該上乗せ訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年2月から同年9月までは15万円、同年10月から4年9月までは17万円、同年10月から5年8月までは18万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は13万9,000円、申立期間②は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に給与振込みの口座を開いていた金融機関が保有する申立人に係る「普通・貯蓄預金補助元帳」並びにA社における当該期間当時の給与担当者の供述並びに申立人と同職種の従業員が保有する給与支給明細書及び賞与支給明細書から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与を受けていたことが認められる。

また、A社の元事業主は、賞与を支給した者には、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた旨の供述をしており、申立期間①については、申立人と同職種の従業員が保有している当該期間に係る賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、また、申立期間②については、申立人と同職種の従業員が保有する平成16年市民税・県民税特別徴収課税台帳から、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記「普通・貯蓄預金補助元帳」から確認できる賞与振込額を基に算出した賞与支給額から、申立期間①については13万9,000

円、申立期間②については10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の担当者が当該期間に係る賞与の届出をしていなかったと思う旨供述している上、当該期間において被保険者記録が確認できる複数の従業員が、当該期間に賞与の支給があった旨の供述をしているにもかかわらず、いずれの者にも賞与の記録が確認できないことから、事業主は申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 36 万 9,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 20 日

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間は育児休業期間中であつたが賞与が支給されていた。預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及びB社から提出された申立人の申立期間に係る「個人別賃金台帳」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録から、事業主は、平成 14 年 11 月 21 日から 15 年 9 月 24 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があつた場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の当該賞与額に係る届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記個人別賃金台帳に係る記録において確認できる賞与額から、36万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月27日
② 平成19年6月19日

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。当該期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、当該期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立期間①及び②に係る賞与支給についての「証明書」、「支給控除項目一覧表」及び「個人別賃金台帳」並びにC健康保険組合から提出された当該期間に係る賞与支払届の写しにより、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記証明書等の資料により確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は31万6,000円、同年12月15日は45万円、16年7月15日は30万7,000円、17年7月15日は27万1,000円、同年12月15日は26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 16 年 7 月 15 日
④ 平成 16 年 12 月 15 日
⑤ 平成 17 年 7 月 15 日
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人から提出のあった賞与支給明細書により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月15日は31万6,000円、同年12月15日は45万円、16年7月15日は30万7,000円とすることが妥当である。

申立期間⑤及び⑥について、A社の給与関係業務を受託していた会計事務所から提出された申立人の賞与に係る平成17年分年末調整一覧表から、申立人は、同年に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該年末調整一覧表では申立人に係る平成17年分の賞与の総額は分かるが、賞与支給月及び賞与支給額が確認できないところ、A社の従業員が保有していた申立期間⑤及び⑥に係る賞与明細書により、同年7月及び同年12月に賞与が支払われたことが確認できることから、申立人についても当該月に賞与が支払われたとすることが妥当である。

したがって、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る標準賞与額については、上記従業員が保有する賞与明細書及び上記年末調整一覧表の社会保険料控除額の状況から判断すると、平成17年7月15日は27万1,000円、同年12月15日は26万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、A社は平成18年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役等に照会したものの、回答が得られない上、申立人に係る16年分の課税関係資料について市区町村等に照会したが保存期限を経過しているため保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間④における賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成15年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月31日から同年9月1日まで

A社には平成元年5月15日から15年8月31日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る社員名簿及び平成15年分退職所得の受給に関する申告書並びに申立人から提出のあった同年8月分の給与支給明細書から、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成15年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、会社の指示で他の店舗に出向していたと記憶しているが、給与はA社から支給されており、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった永年勤続等の賞状及びA社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社は、昭和 56 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間の後に同社の取締役となった事業主の親族と思われる者に対し文書照会を行ったが、回答は得られなかった。

また、当時の複数の経理担当者は、死亡又は所在が不明であることから照会を行うことができない。

さらに、申立人及び申立人と一緒に他の店舗に出向していたとする元従業員は、給料明細書等を保有していないことから申立期間における保険料控除について確認できない上、当該元従業員を含め複数の元従業員の厚生年金保険の被保険者記録について、申立人同様、空白期間があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 25 日から 38 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 43 年 5 月まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社には1年以上勤務していたと思う。また、それぞれの申立事業所で一緒に働いた同僚は年金を受給しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であり、連絡先が確認できる従業員3人及び申立人の同僚に照会したところ、当該同僚を含む3人から回答を得たが、いずれの者も、申立人が同社に複数年勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間を明確に覚えておらず、申立人の申立期間①における勤務実態を確認できない。

さらに、上記回答のあった3人のうちの一人は、当時の社会保険業務は事業主が行っており、当該事業主から指示を受けて給与計算の補助業務に従事していたが、社会保険の取扱い等については分からない旨供述している。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立期間②の一部の期間において、申立人がB社に勤務していたことはいえる。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 43 年 4 月 1 日（以下「新規適用日」という。）と記録されており、申立期間②のうち、39 年 4 月から 43 年 3 月までは、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、B社は、申立期間②当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務実態や給与からの保険料控除については不明である旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿により、新規適用日に厚生年金保険の被保険者となった者のうち、申立人の同僚を含む連絡先が判明した 4 人に照会したが、当該同僚は給与明細書などの資料を保有していないとしている上、他の 3 人のいずれの者からも回答を得ることができず、新規適用日以前の期間における厚生年金保険料の控除を確認できない。

加えて、上記被保険者名簿では、新規適用日から申立期間②の終期までの期間において健康保険証番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与支払届の写しによると、申立人は、申立期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、B社の担当者は、申立人は、申立期間は営業職専門の契約社員であり、申立期間当時は契約社員には賞与の支給制度は無かったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された申立人の同社に係る賞与支給の記録によると、申立人は、申立期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、B社の担当者は、申立人は、申立期間は営業職専門の契約社員であり、申立期間当時は契約社員には賞与の支給制度は無かったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から 59 年 4 月 10 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には調理師として申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月 21 日から 59 年 1 月 20 日までの期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間に係る資料も保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について不明であるとしているところ、同社で申立期間当時から現在まで経理を担当している従業員は、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはないとしている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間において、同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚及び従業員 8 人に照会したところ、回答のあった 4 人全員が申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明であるとしている。

さらに、申立人の申立期間当時の居住地を管轄する市役所からの回答により、申立人は、昭和 58 年 4 月 29 日から 59 年 11 月 6 日までの期間に国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25601 (事案 22412 及び 24968 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで
③ 平成元年 8 月 1 日から 11 年 1 月 27 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それぞれ前月の標準報酬月額より下がっているのは納得できない旨を第三者委員会に申し立てたが、記録訂正のためのあっせんは行わないと判断された。しかし、その判断に納得できないので、再度調査して、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はこれまでに2回申立てを行っているところ、1回目の申立てについては、i) A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、申立期間当時の事業主は、自身は経理及び社会保険関係業務に関与していないとしていること、また、当時の同社の経理担当者は、既に死亡していることなどから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができないことなどを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないこと、ii) なお、申立人は、申立期間においてA社の取締役であったことが確認できること、「経理関係は経理担当者に任せていたが、事業で必要とした会社印は自身で保管しており、経理担当者に預けるということは無く、作成された書類に自身で押印していた。」としていること、また、当時の複数の従業員が、申立人は専務として経理関係を担当していたとしていることから、仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又

は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められるため、申立期間については、特例法に基づく記録の訂正を認めることはできないと判断され、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成24年1月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについては、申立人は、「1回目の申立てに係る第三者委員会による調査の際、代表者印を押したことも人に貸したこともないと説明したにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額に係る社会保険事務所（当時）への届出書に自分で押印していたと判定され、記録訂正のためのあっせんは行わないと判断された。納得できないので、C年金事務所に電話で確認したところ、社会保険事務所に提出する届出書に押印する印鑑については、会社名、代表取締役の名前、住所等が確認できるゴム印と、会社名の入った角印が押されていれば届出書を受理すると言われた。このことから、私が管理している代表者印を押さなくても、社会保険事務所は届出を受理していたことになり、作成された書類に私が代表者印を押していたとの委員会の判断には納得できない。」として申立てを行ったが、1回目の申立てに係る判断において、申立期間の標準報酬月額の記録訂正が必要ないとしたのは、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除が確認できなかったためであり、2回目の申立てにおいても申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除については、これを確認できる新たな資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成26年3月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記の通知に納得できないとして、再度申立てを行っているが、申立人から申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除が確認できる新たな資料の提出は無く、このほかに年金記録確認B地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月30日から33年1月27日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年1月27日の前後各3年以内に資格喪失した女性であって、同社において脱退手当金の受給資格を有する者20名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む12名に支給記録が確認でき、当該12名のうち10名が資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうちの1名は、「結婚退職する際に会社から脱退手当金の説明があり、会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨の供述をしていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求をした可能性が高いと考えられる。

また、上記事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年5月30日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月1日から同年6月1日まで
② 昭和30年6月10日から31年10月1日まで
③ 昭和31年10月1日から同年12月16日まで
④ 昭和31年12月16日から34年10月8日まで
⑤ 昭和34年11月1日から35年3月16日まで
⑥ 昭和35年3月23日から同年10月1日まで
⑦ 昭和35年10月1日から36年6月27日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和36年8月8日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されていることが確認できる。

また、申立期間の最終事業所に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているほか、支給決定日も申立期間⑦に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年12月12日とされているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、昭和36年9月20日付け発行のパスポートの写しを提出し、脱退手当金が支給されたとする同年12月12日には渡米していることから、脱退手当金を受け取れるはずがないと主張しているが、当時は海外への送金等も可能であったことから、当該事情のみをもって脱退手当金を受給していないとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月24日から40年4月1日まで
② 昭和40年4月1日から41年3月1日まで

申立期間については、第三者委員会に過去3回、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと申し立てたが、認められなかった。しかし、私は、脱退手当金が支給されたとする時期には、妊娠によるひどい悪阻^{つわり}で外出もままならず、脱退手当金を申請し受給するような状況ではなかった。

今回、新たに当時の状況を証明する証拠として、診察券や検査成績書などの資料を提出するので、前回の申立ての際に提出した母子健康手帳及び前回までの状況を踏まえて、再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、脱退手当金の支給対象事業所のうちの最終事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に「脱」の表示が記されていること、オンライン記録上、申立期間後に申立期間と申立人が受給を認めている厚生年金保険被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月8日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成23年10月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再度の申立てについては、申立人は、当時の社会保険関連事務を行っていた従業員の氏名を思い出したので、再度調査してほしいと申立てを行っているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が氏名を挙げた従業員について確認したところ、同じ氏名の従業員は確認できなかったこと、同姓の従業員一人について確認できたところ、当該従業員は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することはできなかったものの、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し

た日以前の昭和41年2月10日に資格喪失しており、申立人と同様に資格喪失から約3か月後の同年5月13日に脱退手当金を受給していることが確認できることなど、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、平成24年4月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人は、妊娠によるひどい悪阻^{つわり}で外出もままならず、妊娠中毒症で足がむくみ早産絶対安静の身であり、脱退手当金を申請及び受給できるような状況ではなかったとして、当時の状況を示す資料として母子健康手帳を提出し、また、前回の申立ての際、年金関係の事務を行っていた担当者の氏名について誤りがあったとし、正しい氏名の確認ができる資料を提出するので、もう一度調査してほしいと申立てを行っているが、脱退手当金については、その請求は、制度上、事業主が代理して行うことが可能なほか、住居地近くの社会保険事務所（当時）において、又は郵送でも手続きが可能であり、また、その受給についても、住居地近くの金融機関において行うことが可能であり、しかも本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、申立人が妊娠によるひどい悪阻^{つわり}で外出もままならず、妊娠中毒症で足がむくみ早産絶対安静の身であったとしても脱退手当金の請求及び受給ができなかったとまでは言えないこと、申立人から提出された年金関係の事務を行っていた担当者の氏名についての証拠資料から、当該担当者は、前回の通知文において同姓の従業員と記載された者であることが確認できることなど、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、平成24年11月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回の4回目の申立てにおいて、申立人は、「脱退手当金が支給されたとする時期には、妊娠によるひどい悪阻^{つわり}で外出もままならず、脱退手当金を申請し受給するような状況ではなかった。」と再度主張し、当時の状況を証明する新たな証拠として、診察券や検査成績書などの資料を提出している。

しかし、本件申立てでは、これまでの判断の理由のとおり、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な点及び脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、今回、申立人が新たな証拠として提出した診察券や検査成績書などの資料は、申立人が支給決定時期に妊娠していたことを裏付ける補足資料ではあるものの、前述のとおり、脱退手当金の請求は、事業主が代理して行うことが可能なほか、住居地近くの社会保険事務所において、又は郵送でも手続きが可能であり、また、その受給についても、住居地近くの金融機関において行うことが可能であり、しかも本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、妊娠によるひどい悪阻^{つわり}で外出もままならなかったとしても脱退手当金の請求及び受給ができなかったとまでは言えない。

したがって、申立人から提出のあった新たな資料については、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人は、申立期間

に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、第三者委員会がこれまでの申立てについて判断した理由に納得できず、明確な証拠を示してほしいとして異議申立書を提出しているが、前回の通知文にも記載したとおり、本件申立てでは、脱退手当金の支給を直接証明づけられる書面等は保存期間が経過しているため現存していないことから、申立人の要求に応えることができない。

このように、本件申立てについては、直接証明づけられる書面等が無いなかで判断せざるを得ないが、申立人がその具体的内容を明確にするよう強く求めているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に記載されている「脱」の表示（「脱」の字を丸で囲んだ手書きの表記）については、当時の社会保険事務所における事務処理の慣行として、脱退手当金の支給対象事業所のうちの最後の事業所を管轄する社会保険事務所で、脱退手当金の支給額が確定した時点において表記していたものであり、当該被保険者名簿においては、申立人のほかに脱退手当金の支給記録がある同僚にも同様の「脱」表示があることを踏まえると、同社を管轄する社会保険事務所においても、「脱」表示をする取扱いが行われていたものと考えられ、この「脱」表示が適正であることを疑わせる事情が無い限りは、「脱」表示が意味する脱退手当金支給についての推定力は覆されないとするほかなく、本件申立てにおいては、脱退手当金が支給されていたと判断せざるを得ない。

また、申立人は、申立期間と申立人が受給を認めている被保険者期間の間にある被保険者期間が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず未支給となっているのは不自然であると主張しているが、当該未支給期間を管轄する社会保険事務所は、申立期間と申立人が受給を認めている被保険者期間を管轄するそれぞれの社会保険事務所とは異なっており、当時の紙台帳における記録管理の事務処理を鑑みた場合、裁定請求書に当該未支給期間に係る被保険者期間の記載漏れがあった場合には、脱退手当金を裁定する社会保険事務所が当該被保険者期間を把握することは困難であることから、当該未支給期間が存在していることをもって、申立人の年金記録が不自然なものであるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月9日から44年5月10日まで
② 昭和44年5月10日から46年3月11日まで
③ 昭和46年6月21日から同年9月1日まで
④ 昭和47年4月21日から48年3月24日まで
⑤ 昭和48年5月1日から同年6月11日まで
⑥ 昭和49年5月1日から同年8月25日まで
⑦ 昭和49年10月1日から50年2月8日まで
⑧ 昭和50年4月7日から同年5月1日まで
⑨ 昭和50年6月4日から同年6月13日まで
⑩ 昭和50年9月23日から同年11月2日まで
⑪ 昭和50年11月10日から同年12月21日まで
⑫ 昭和51年1月8日から同年4月9日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

申立期間①の前に勤務したA社を退職したときに1回目の脱退手当金を受給した記憶があるが、申立期間⑫のB社を退職したときには、会社から脱退手当金について説明は無く、会社から受け取った記憶も無いし、自分で請求手続をした記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間⑫のB社を退職した後の昭和51年7月*日に婚姻しているところ、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の欄において、脱退手当金が支給決定されている52年6月24日に近接する同年6月14日に、氏名変更が行われていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間⑫に勤務したB社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。